

# 新城市自治基本条例解説

新城市

企画部まちづくり推進課

## 新城市自治基本条例解説

私たちは、新城市に暮らし、さまざまな伝統・文化・産業をつくりあげてきました。この地域には、誇るべき歴史遺産や美しい自然、人間味あふれるつながり、豊かなみのりがあり、私たちはそうしたものを大切に守ってきました。

この魅力ある私たちのまちが、元気に住み続けられ、世代のリレーができるまちとなるためには、市民一人ひとりを大切にし、老若男女みんなが当事者となってまちづくりをすすめるなくてはなりません。

私たちは、この地域に対する愛情を育み、市民、議会及び行政が相互理解と信頼のもとにそれぞれの力を発揮する仕組みを構築し、新城市がより魅力あるまちとなるよう、ここに新城市自治基本条例を定めます。

### 説明

平成17年10月1日、旧新城市、旧鳳来町、旧作手村の3市町村の新設合併により新城市は誕生しました。市は、第1次総合計画を策定し、「協働」のまちづくりによる「市民自治社会の実現」をめざします。これからの地方分権時代には、地域やそこに住む住民が、創意工夫をこらして自立的な地域運営をしていかなければなりません。こうしたことから、自治体の運営については、地方自治法など既存の法令には定められていない事項についても自治体が独自に姿勢を明確にしていくが必要になってきます。そのルールブックになるものが、自治基本条例です。

※前文とは、全ての条例に置かれるものではありません。特に、条例を制定することの由来や背景など、条例制定の理念を強調する必要がある場合に置かれるものです。新城市自治基本条例では、制定するに至った思いなどをできるだけわかりやすく表現するために、条例本体の前に前文が置かれています。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、新都市のまちづくりに関する基本的な理念並びに市民、議会及び行政の役割及び仕組みを明らかにすることにより、市民が主役のまちづくりを推進し、元気に住み続けられ、世代のリレーができるまちを協働してつくることを目的とします。

### 説明

第1条では、条例の目的を定めています。

この条例の目的は「市民が主役のまちづくりを推進し、元気に住み続けられ、世代のリレーができるまちをつくること」とあるとおり、市民一人ひとりがみんなのために行動できる環境が整備され、幅広い世代が協力しながら、現在もこれからも元気に住むことができるまちをつくることを目的としています。この目的を実現するためには、①市のまちづくりに関する基本的な理念（考え方）を明らかにすること、②市民、議会、行政それぞれがまちづくりに関して果たす役割、③お互いが繋がり協力し合う仕組みについて、この条例で定めるとしています。

### (定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 住民 市内に住所を有する者をいいます。
- (2) 市民 住民、市内で働く人若しくは学ぶ人又は市内において公益活動する団体をいいます。
- (3) 市 議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいいます。
- (4) 行政 執行機関である市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の総称をいいます。
- (5) まちづくり 住みやすいまちにするため、市民、議会及び行政が行動することをいいます。
- (6) 協働 市民同士又は市民、議会及び行政が対等な関係で協力及び連携し、まちづくりを行うことをいいます。
- (7) 行政区等 行政区、自治会等地域住民の自主的な意思による総意に基づき、地域を住みよくするために運営される団体のことをいいます。

## 説明

第2条では、この条例の中で用いられることばの意味を定めています。

(1) 第1号は、「住民」の定義です。

(2) 第2号は、「市民」の定義です。「市民」とは、「住民」に加え市内の企業や学校へ通う人たち、市内において公益活動する団体をいいます。

公益活動とは、保険・医療・福祉増進、社会教育の推進、まちづくりの推進、観光振興、農山漁村・中山間地域の振興、学術・文化・芸術・スポーツ振興、環境保全、災害救援、地域安全、人権擁護、平和推進、国際協力、男女共同参画の形成促進、子どもの健全育成、情報化社会の発展、科学技術の振興、経済活動の活性化、職業能力開発、雇用機会の拡充支援、消費者保護、団体活動援助などの活動をいいます。

### ※「住民」「市民」を別の定義とした理由について

住民は、新都市を構成する基本であるとともに、新都市の存立の目的そのものも住民の福祉増進のためであるのみならず、地方自治の運営の主体は住民に他なりません。

その一方、自発的なまちづくりにおいては、住民のみならず市内へ通勤・通学している人や市内において公益活動する団体も大きな働きをしており、新都市を魅力あるまちとなるため力を発揮しています。

したがって、地方自治の運営主体である住民を中心として、市内へ通勤・通学している人や市内において公益活動する団体も含めた市民でまちづくりをおこなうことで、様々な職業や世代の人々が参加しやすく意見を出しやすい環境を整え、まちづくりに生かしていきたいという思いからこのような定義にしています。

(3) 第3号は、「市」の定義です。この条例における「市」とは地方自治法に定める基礎的な地方公共団体としての新都市を指しています。

(4) 第4号は、「行政」の定義です。新都市の執行機関のことを指します。教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会など各種委員会と、市長もここに含まれます。

(5) 第5号は、「まちづくり」の定義です。住みやすいまちとなるため、市民、議会、行政すべての力を合わせて行動することが必要です。行動することの中には考え議論することも含まれます。

(6) 第6号は、「協働」の定義です。お互いの立場を尊重し、協力し連携することでまちづくりがより魅力的になります。

(7) 第7号は、「行政区等」の定義です。身近な地域において主に地縁により結びついた人々が地域社会を住みよくするための活動を行う自治組織のことをいいます。新都市行政区の設置等に関する規則（平成17年新都市規則第9号）に規定される行政区と、その下部組織である組や班又は認可地縁団体などを指します。

※ 第2条における語句の定義はこの条例における定義であり、他の条例においてもこれらの語句が同様の意味を持つものではありません。

(条例の位置付け)

第3条 市は、他の条例、規則等の制定及び改正に当たっては、この条例の趣旨を尊重します。

## 説明

第3条では、この条例の位置付けについて定めています。

新城市自治基本条例は市の数多くの条例の中のひとつですが、自治に関する基本的事項を総合的に規定するものです。したがって、他の条例、規則、要綱などを制定及び改正する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例の内容と整合性を図らなければならないことを定めています。

## 第2章 まちづくりの基本原則

(まちづくりの基本原則)

第4条 まちづくりの基本原則は、次のとおりとします。

- (1) 市民主役の原則 市民一人ひとりが主役となってまちづくりを進めます。
- (2) 参加協働の原則 市民、議会及び行政は、積極的な参加と協働によりまちづくりを進めます。
- (3) 情報共有の原則 市民、議会及び行政は、互いに情報を共有し、まちづくりを進めます。

### 説明

第4条では、新城市のまちづくりを進めるにあたっての基本原則を明らかにしています。

① 市民主役の原則とは

住みよいまちにするために市民一人ひとりが行動することです。

② 参加協働の原則とは

市民が市政について参加できる仕組みを整え、市民、議会、行政または市民同士がお互いの立場を尊重しながら、協力してまちづくりを進めることです。

③ 情報共有の原則とは

市民がまちづくりに取り組めるように、議会及び行政は情報を積極的に分かりやすく適時に市民に提供し、まちづくりに関する情報と意識の共有を図ります。市民も自分たちが持っている地域の情報等を積極的に提供し、さまざまな活動が互いに有効に機能するように努めます。

## 第3章 市民等

### (市民の権利)

第5条 市民は、まちづくりの担い手として、市政に参加することができます。  
2 市民は、市政についての情報を知る権利を有し、議会及び行政に対しその保有する情報の公開を求めることができます。

### 説明

第5条では、市民に①まちづくりに参加する権利と、②市政に関する情報を得ることができる権利が保障されることを定めています。

市民は市政について理解し判断するために、議会や行政から情報を得ることができる権利を有します。また、市民は自ら積極的に市政に関する情報の提供を要求することもでき、その際は新城市情報公開条例（平成17年新城市条例第25号）ほか関係条例に則り公開されます。

### (市民の責務)

第6条 市民は、まちづくりの担い手であることを自覚し、互いに住みやすいまちの実現に努めます。  
2 市民は、互いの活動を尊重し、自らの発言と行動に責任を持つものとします。

### 説明

第6条では、市民の責務を定めています。市民は住みやすいまちづくりに努め、同時に、市民同士又は行政及び議会との間においてもお互いの活動を尊重し、発言と行動に責任を持ちます。

### (子ども)

第7条 子どもは、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。

### 説明

第7条では、子どものまちづくりへの参加について定めています。

この条例における「子ども」とは、未成年者を指します。子どもは選挙権を有しておらず、また、第15条で規定する市民まちづくり集会の開催請求や、第16条で規定する住民投票への参加はできません。市民、議会及び行政は、子どもが意見を表明できる様々な機会を設け、そこで得られた意見が尊重され、まちづくりに反映される仕組みをつくるよう配慮しなければいけません。

#### (市民活動団体)

**第8条 ボランティア団体等、自主的に公益活動を行う市民活動団体は、互いに連携し、行政区等と力を合わせてまちづくりに努めるものとします。**

#### 説明

第8条では、市民活動団体がまちづくりを行う際の基本的な考え方について定めています。

この条例における市民活動団体とは、市内でまちづくり活動を行う有志団体を指すものであり、主に公共の利益や社会貢献を目的として、市内の特定の地域に限らず主体的・自主的に取り組み非営利の活動を行うNPO法人やボランティア活動団体等をいいます（宗教活動や政治活動を目的とする団体は除く）。ともに公益活動を行うものとして、行政区など地縁型の活動団体と協力関係のもとでまちづくりが行われることを期待しています。

#### (協力者)

**第9条 市民、議会及び行政は、市民以外の人又は団体であってまちづくりに協力するものに、まちづくりの多様な参加の機会を与えることができます。**

#### 説明

第9条では、協力者について定めています。

協力者とは市内に住所を有していない又は市内で活動をしていないけれども、新城市を応援する人や団体のことです。市民・議会・行政は協力者に対し、様々な活動の場を提供することができます。新城市のまちづくりへ協力しようという人たちから、助言・アドバイスをもらうなど、さまざまな協力を得ることができます。



人口減少によりまちづくりの担い手不足が心配される中、多様な担い手がまちづくりに参加できるような環境をつくっていくことが条例で定められています。

## 第4章 議会

### （議会の責務）

第10条 議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であることから、市民の意思が市政に反映されるよう議会運営に努めます。

- 2 議会は、行政運営が適正に行われるよう調査及び監視機能を十分に発揮し、政策立案機能の充実に努めます。
- 3 議会は、保有する情報及び議会活動を市民に公開し、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動に努めます。
- 4 議会は、公正性、透明性及び倫理性を確保することにより、開かれた議会と市民参加を推進するため、新城市議会基本条例（平成23年新城市条例第20号）で定めるところにより、市民自治社会の実現を目指します。

### 説明

第10条では、議会について定めています。

市長とともに市民を代表する機関である市議会の責務を規定しています。

議会は市民から信託を受けている意思決定機関であることから、市民の意思を市政に反映し、市民に対し開かれた議会運営に努めます。また、市政経営が適正に行われるよう議会の持つ調査機能を発揮し、行財政運営や事務処理・事業実施に関する監視機能、政策立案機能等を果たします。

議会の基本理念及び議会や議員の責務と活動の原則など、議会に関する基本的事項を定めた「新城市議会基本条例」が議員提案により制定され、平成23年10月1日より施行されています。

### （議員の責務）

第11条 議員は、自らの役割と責務を認識し、公正かつ誠実に職務を遂行します。

- 2 議員は、将来を見据えた広い視野をもって、市民全体の福祉の向上を目指して活動します。
- 3 議員は、市民全体の代表者として、自らの能力を高める不断の研さんに努めます。

## 説明

第11条では、議会を構成する議員の役割と責務について定めています。

第1項は、議員は、議会の役割と責務を踏まえ、職務を遂行しなければならない旨を定めています。

第2項は、今後の本市の将来を見据えた幅広い視野をもって、市民全体の福祉の向上を目指すため、議員が市民全体の代表者であることを自覚し、責任ある行動をとらなければならないことを述べています。

第3項は、議員は、市民自治によるまちづくりを進める上で必要な能力（議員による政策提案や議案提出など）の一層の向上に努めなければならない旨を定めています。

## 第5章 行政

### （市長等の責務）

第12条 市長は、中長期的な視点から、市政の目的が最大限に達成されるよう総合的かつ計画的な行政の運営に努めます。

2 市長は、市政の課題に的確に対応できるよう行政の組織について常に見直します。

3 行政は、市民の市政に関する要望等に迅速かつ誠実に応答するよう努めます。

4 行政は、市民の立場で考えて仕事をする職員を育成し、市民サービスの質を向上させます。

### 説明

第12条では、市長の責務、行政の責務について定めています。

市長は、市役所の各部局など行政組織が、市の抱える様々な課題に対し速やかに、かつ、的確に対応できるような組織であるか常にチェックし、必要であれば組織の再編をしなければなりません。市の職員を適切に指揮監督し、市民のために働くという意識を持った職員を育成します。

### （職員の責務）

第13条 職員は、市民のために働く者として、公正かつ誠実に職務を行います。

2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力向上に努めます。

3 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすとともに、協働によるまちづくりの推進に配慮して職務を行います。

### 説明

第13条では、職員の責務について定めています。

市の職員は市民のために働くという心掛けを持って、公正かつ誠実に職務を行います。知識や技術の向上に努め、質の高い市民サービスを提供しなければいけません。また、職員としての責務を果たすだけでなく、同時に市民として、地域の一員としての責務を果たすことが求められています。

## 第6章 参加の仕組み

(参加)

第14条 市は、市政に関する計画及び政策を策定する段階から市民の参加を促進します。

2 市は、市民の多様な参加の機会を設けます。

(市長選挙立候補予定者公開政策討論会)

第14条の2 市長は、公の選挙のうち市長の選挙に当たっては、候補者となろうとする者が掲げる市政に関する政策及びこれを実現するための方策を市民が聴く機会として市長選挙立候補予定者公開政策討論会を開催するものとします。

2 前項の討論会の実施に必要な事項は、別に定めます。

### 説明

第14条では、市民のまちづくり参加について定めています。

市民の市政参加について、第5条で「市民は、まちづくりの担い手として、市政に参加することができます。」と定めてあります。議会や行政としても、様々なかたちで市民が市政に参加できるように配慮しなければいけません。市が作成する計画等についても、策定する段階から市民の意見を反映させるよう努めます。

第14条の2では、市長選挙立候補予定者公開政策討論会について定めています。

市長の選挙に当たっては、市長選挙立候補予定者公開政策討論会を開催するものとしています。この討論会は、市長選挙の立候補予定者が掲げる市政に関する政策や実現のための方策を市民が聴く機会として位置付けられています。これにより市民は、立候補予定者の人となりを知ることができ、政策や方策についての理解を深めることができます。

討論会を実施するために必要な事項については、別の条例で定めることとしています。

(市民まちづくり集会)

第15条 市長又は議会は、まちづくりの担い手である市民、議会及び行政が、ともに力を合わせてより良い地域を創造していくことを目指して、意見を交

換し情報及び意識の共有を図るため、3者が一堂に会する市民まちづくり集会を開催します。

2 前項の規定にかかわらず、市長及び議会は、市民まちづくり集会を共同開催することができます。

3 市長は、特別な事情がない限り年1回以上の市民まちづくり集会を開催します。

4 年齢20歳以上の日本国籍を有する住民は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に対して市民まちづくり集会の開催を請求することができます。

5 市民まちづくり集会の実施に関し必要な事項は、別に定めます。

## 説明

第15条では、市民まちづくり集会について定めています。

市民まちづくり集会は、市民、議会及び行政が一堂に会し、市政に関する情報と意識を共有する場として位置付けられています。

### (開催の要件)

市民まちづくり集会は以下の要件により開催されます。

- ① 市長が開催する。
- ② 議会が開催する。
- ③ 市長及び議会が共同開催する。
- ④ 有権者50分の1以上の請求により、市長が開催する。

なお、市長は特別な事情(※)がない限り、年に1回以上、市民まちづくり集会を開催しなければいけません。

### (運営)

主催者は市民まちづくり集会の運営について、多様な意見が出される場となるよう心がけ、参加者が特定の人に偏ることがないように努めます。また、第16条で規定する住民投票を実施するに当たっては、事前に市民・議会・行政が投票の案件に対し情報を共有することが必要であるとの考えのもとに、住民投票の実施前に市民まちづくり集会を開催しなければならないものとします。

そのほか、市民まちづくり集会の運営の詳細については規則等により定めることとなっています。

※「特別な事情」とは、大規模な自然災害が起こった場合など、主催者の責めに帰すことができない理由により開催することができなくなった場合を想定しています。市民まちづくり集会を開催することができなくなった場合に

は、市長はその理由について市民に対し説明をしなければいけません。

#### (住民投票)

第16条 年齢20歳以上の日本国籍を有する住民は、市政に係る重要事項について、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、市長に対して住民投票の実施を請求することができます。

- 2 市長は、前項の請求があったときは、住民投票を実施するものとします。
- 3 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。
- 4 住民投票の実施に関し必要な事項は、別の条例で定めます。

#### 説明

第16条では、住民投票について定めています。

住民投票制度は、市や住民にとって重要だと思われる政策課題等について、住民に対し直接的に意思を伺うものです。

#### (対象となる案件)

この条例では、「市政に係る重要事項」について住民投票を実施できると定めています。「市政に係る重要事項」とは、市が行う事務のうち、市民に直接その意思を問う必要が生じたもののことをいいます。

#### (実施の要件)

住民投票は20歳以上の日本国籍を有する住民の総数の3分の1以上の連署をもって請求により市長が実施します。

また、住民投票を実施するに当たっては、その政策課題について、市民・議会・行政による情報の共有及び意見交換を通じての問題意識の共有が必要であることから、住民投票の実施が決定した後、すみやかに市民まちづくり集会を開催しなければならないものとします。

住民投票の結果は、議会及び市長による市政運営上の決定を拘束するものではありませんが、住民の意思の総意として尊重されるべきものです。

住民投票を実施するための手続きや必要事項についての詳細は、住民投票に関する条例において定めることとしています。

#### (地域自治区の設置)

第17条 市は、地域内分権を推進するため、別の条例で定めるところにより、

市長の権限に属する事務の一部を担い、地域の住民の意見を反映させつつこれを処理する地域自治区を設置します。

## 説明

第17条では、地域自治区について定めています。

地域事情を踏まえた施策を適切なきに実施するためには、地域をよく知っている、実際に暮らしている住民の意見が重要です。そのためには、市長権限の一部を地域へ移し、現場で解決する仕組みが必要です。地域の特色を活かした地域ごとの市民意見を市政に反映し、身近な地域課題を素早く解決する仕組みとして地域自治区制度を設置します。

### (行政区等)

第18条 住民は、地域社会の一員として、行政区等の役割について理解を深め、活動に参加するよう努めるものとします。

## 説明

第18条では、行政区等の地縁団体について定めています。

「行政区等」とは、第2条の定義にあるとおり、行政区とその下部組織である組や班、認可地縁団体などを指します。

地域が行うまちづくりとして、代表的なものに防災活動、防犯活動、環境美化活動などの行政区等の活動があります。行政区等の活動は地域を住みやすいものにするために欠かせないものであり、住民一人ひとりがその意義をよく理解し、積極的に行政区等の活動に参加していくことが求められています。



## 第7章 市政運営

### (市政運営)

第19条 市長は、市の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政を運営します。

### 説明

第19条では、市政運営について定めています。

市長は、市民からの信託を受けた「市の代表者」であり、市政全体を管理する立場です。したがって、公正かつ誠実に市政を運営しなければなりません。

### (説明責任)

第20条 市は、市民に対し、市政の状況を説明する責任を負います。

2 市は、前項の説明に対する市民の質問に対し回答する責任を負います。

### 説明

第20条では、市の市民に対する説明責任について定めています。

市政の状況とは総合計画をはじめとする中長期的計画の進捗状況、または財政についての状況などを指すものです。そのため、市は、定期的に市民に対して説明をしていかなければなりません。説明については、広報誌、市政情報番組、インターネットなどを通じて周知する方法又は第15条に規定する市民まちづくり集会や住民説明会を開催するなどの方法により行われます。説明に対して市民から質問や意見があった場合には、市は速やかに回答しなければなりません。

### (情報)

第21条 市は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。

2 市は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。

3 市は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適正に管理します。

## 説明

第21条では、情報公開に対する市の基本的な姿勢について定めています。

新城市情報公開条例（平成17年新城市条例第25号）に規定される請求に基づく公開に加え、市はその時点で市の抱える課題とその取り組み状況や、防災など緊急を要する情報について適宜に、自発的かつ積極的に市民に対し情報を提供します。新城市個人情報保護条例（平成17年新城市条例第26号）に基づき、市が提供する個人情報については適正に管理します。

### （総合計画等）

第22条 市長は、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めます。

2 市長は、基本構想、基本計画その他市の施策の基本となる計画を策定するに当たっては、市民参加の機会を保障します。

## 説明

第22条では、総合計画について定めています。

総合計画は、市政を総合的かつ計画的に運営するための将来像を示すものです。市の事業は総合計画に則って行われるもので、市民の声を反映したものでなくてはなりません。また、総合計画のほか様々な計画を策定するにあたっては、アンケートを活用する、ワークショップを開催するなど、市民参加の機会を保障します。

### （財政運営）

第23条 市長は、財政運営に当たっては、財源の確保並びにその効率的な活用及び効果的な配分に努めます。

2 市長は、市の財産を適正に管理し、効率的に運用します。

3 市長は、財政に関する状況を公表します。

## 説明

第23条では、財政運営について定めています。

市の財政運営に当たっての基本的な考え方を規定しています。

第1項では、市長は、必要な財源の確保を図ること、財源を効率的に活用すること、効果的に配分することを通じて、健全な財政運営に努めることを定めています。

第2項では、市の保有する財産を適正に管理し、遊休施設の再活用など効率的に運用します。

第3項では、財政状況の公表について定めています。財政状況の公表は、地方自治法第243条の3の規定により義務付けられていますが、市民に市の財政や予算について関心をもってもらうためには、分かりやすい情報の提供が必要です。そのため、市では財政状況等をお知らせする「ザイセイの話」を毎年発行し、予算、市債、基金等の状況や主な事業内容、第三セクターの決算等を掲載しています。

## 第8章 実効性の確保

(市民自治会議の設置等)

第24条 市長は、この条例の実効性を確保するため、市民自治会議を設置します。

2 市長は、この条例に関することについて、市民自治会議に諮問することができます。

3 前2項に規定するもののほか、市民自治会議の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定めます。

### 説明

第24条では、市民自治会議について定めています。

第1項は、市民自治会議の設置及び目的について規定しています。

この条例がこれからの時代や環境の変化に適切に対応するように内容であり、運用されることを目的に、市民自治会議が設置されます。市長は、まちづくりの推進についての様々な見地から幅広い意見を得ることを目的に、市民自治会議に条例に関することについて諮問することができますとしています。

なお、市民自治会議の構成や運営に関しては、新城市市民自治会議条例（平成25年新城市条例第5号）で定めております。

(条例の見直し)

第25条 市長は、5年を超えない期間ごとにこの条例を見直し、必要な場合は改正を行います。

### 説明

第25条では、条例の見直しについて定めています。

この条例は本市における自治に関する基本的事項を総合的に規定するものであり、本来軽々しく変更されるべきものではありません。内容の見直しが必要となった場合も、見直しの内容について、慎重に検討されるべきものですので、専門的・多角的に検討するため、市長は5年を超えない期間ごとに、第24条に規定する市民自治会議に諮問し、条例について見直しを行い、必要な場合には改正します。